

唐代における左蔵庫と内蔵庫の変遷について

呉志宏

はじめに

中国歴代の諸王朝の中でも、その領土の点から見ても、あるいはその影響力を考慮しても、唐王朝は最も強大な王朝の一つであつたといつてよいであろう。唐は、当時のアジア最大の国であり、ユーラシアの歴史的展開に多大の影響を与えた。そして当然ながら、その王朝運営には莫大な費用を要したはずである。

唐王朝の通常の中央財政出費は、基本的には蔵庫から支出されていた。したがって、蔵庫制度は唐の財政收支の中で極めて重要な位置を占め、これまでその運営システムをめぐつて検討がなされている。しかしながら、それにも

かかわらず、それらの検討を通じて唐代蔵庫制度の全てが明らかにされた訳ではなく、それどころかむしろいまに不明な点が多いといつても決して過言ではないのである。

そこで筆者は、前稿において、まず基礎的な問題として唐の左・右蔵庫と内蔵庫の位置の変遷を分析した。⁽¹⁾ ただし、それは蔵庫の地理的変遷を整理しただけであり、王朝財政を担つた蔵庫体制がどのような展開をたどつたのかまでは、触ることはできなかつた。

ところで、唐の左・右蔵庫はいわば国庫としての性格を有し、左蔵庫は主として調庸の税物を収藏し、右蔵庫は各地の特産品である貢献物を収藏した。しかし、前稿でも触れたように、このうち右蔵庫はやがて姿を消し、その機能は左蔵庫と皇帝収入を納めた内蔵庫とに吸収されたと考え

られる。したがつて、唐一代を通じて王朝收支に重要な働きをしたのは左蔵庫と内蔵庫であり、しかもこの両蔵庫はあるいは相互に対立し、あるいは競合して、王朝財政を支えたと思われる。それならば、両庫はどのような歴史的展開をたどるのであろうか。

従来の唐代財政史研究では、主題との関係である一時期の左蔵庫と内蔵庫のあり方を取り上げた論考は存在するが、唐代を通じてこの両庫がどのような史的展開をたどつたのか、その跡付けを整理する作業は実はこれまで行われてこなかつた。そこで本稿では、唐の左蔵庫と内蔵庫の機能的変遷・変質をたどる基礎的な作業を行い、唐代蔵庫制度の研究の一助としたい。

一 隋以前の左蔵庫

唐代の左蔵庫に関する専論は、管見の限りではさほど多くはない⁽²⁾。そこで小論では、まず唐以前の左蔵庫がどのように変遷をたどつたか、またそれが唐の左蔵庫にどのように影響を与えたかを概観し、それによつて唐代左蔵庫のあり方に迫つてみたい。

『唐六典』卷二〇、大府寺左蔵署の条の原注に、左蔵庫の沿革を述べて次のようにある。

唐代における左蔵庫と内蔵庫の変遷について

周礼に外府中士有り、泉藏の外に在る者を主り、邦布の入出を掌り、以て百物を供して邦用に待するなり。

又、職幣上士・中士有り、貨幣の入るを主るなり。並びに今の左蔵の職なり。秦・漢に至りて、則ち分かちて司農・少府在り。後漢に、少府の属官に中蔵府令・丞各々一人有り。中蔵の幣帛・金銀・貨物を掌る。魏氏、之に因る。晋の少府の属官に左・右蔵令有り。東晋の御史九人、各々一曹を掌り、庫曹御史有り。後に復た庫曹を分かちて、外左庫・内左庫を置く。宋の文帝、外左庫を省きて、内左庫は直だ左庫と曰う。孝武帝復た置き、前廢帝又省く。齊・梁・陳は、右蔵庫有りて左蔵無し。後魏は文を闕く。北齊の太府寺、左・右蔵令・丞を統ぶ。後周に、外府上士・中士二人有り。絹帛・糸麻・錢物・皮角・筋骨の藏を掌る。隋に、左・右蔵署令・丞有り。皇朝、之に因る。

この文中には、多くの注目すべき個所がある。まず、左蔵の設置は西晋に起源をもち、それは少府の属官であった。当時の少府の主要任務は皇室財政の管理であり、西晋時期の左蔵を見れば、それはただ皇帝の私庫の一つに過ぎなかつたことが知られる。東晋に至つて少府は廃止され、後に復置されたが、次第に錢帛を管理する職能は失われた。南朝・宋に至つて、少府は基本的に財政管理系統から

離脱し、ただ官営手工業部門を専門に管理する機構に過ぎなくなり、左蔵もまたこの時に少府の管轄から離脱した。

右の史料中の「内・外左庫」は左蔵を指している可能性が高く、これによつて左蔵はついに皇帝の私庫的性格から離脱し、徐々に国庫を管理する機能を備え始めたことが見て取れる。⁽³⁾ 少府が財政管理機能を失つて後は、皇室財政の經營管理機能は新設の機構、すなわち太府卿の任務となつた。太府卿については、『通典』卷二六、職官典八、太府卿の条に、

梁の天監七年に至り、太府卿を置き、位は宗正に視らえ、金帛府帑及び閔津市肆を掌る。陳、之に因る。

とあるとおり、「金帛府帑」すなわち各地より上納される賦税の管理を掌り、国庫管理の機能を備えていることが知られる。ただし、「閔津市肆」は伝統的に皇室への私的な供養の範疇に属すので、これは太府卿が皇室財政と国家財政の両方の機能を備えていたことを表している。

左蔵は、この時期に顕著な変容を見せる。外左庫が廃されてからは「右蔵庫有りて左蔵無し」とあるように、南朝では皇室財政と国家財政の区分は不明瞭であり、左・右蔵の区分はただ名称の違いだけであつたようと思える。事実、宋・武帝期にはなお「内に私藏無し」という状態であつたが、わずか数十年後の孝武帝期には皇帝の私庫的性

格を持つ「斎庫」が造られ、その規模は、『宋書』卷八二、沈懷文伝に、

斎庫の上絹は、年ごとに鉅万匹を調し、綿も亦た此を称する。

とあるとおり、十分に人を圧倒する程度にまで膨張している。

南朝に対して、北魏の蔵庫は当初は西晋設置の左蔵を模倣することから始まつた。⁽⁴⁾ その後、北齊の制度はさらに完備され、左・右蔵がともに備わつた。唐朝建立の左蔵庫は、この北朝の制度を踏襲した。しかしながら、左蔵庫は唐一代を通じて決してそのあり方が不变だつた訳ではなく、その盛衰は王朝の展開過程と密接に関連しており、唐の極盛期を頂点として、その後は王朝の衰落とともに徐々に縮小されて消滅に至るのである。

二 唐代左蔵庫の展開と変容

それならば、唐代の左蔵庫はどのような変遷をたどるであろうか。その歴史的展開を見ると、左蔵庫の変遷は次の三段階に区分してとらえることができる。

王朝創立より開元の盛世までが、唐代左蔵庫の最も輝かしい時期であり、開元・天宝年間の左蔵庫の規模は、『新唐書』卷五一、食貨志一によれば、

天下の歳入の物、租錢二百余万緡、粟千九百八十余万斛、庸・調絹七百四十万匹、綿百八十余万屯、布千三十五万余端。

であつたと伝えられる。玄宗は左蔵庫に大きな自信を抱いており、『資治通鑑』卷二一六、天宝八載（七四九）二月条を見れば、

百官を引きて左蔵を観し、帛を賜うこと差有り。是の時、州県は殷富にして、倉庫は粟帛を積み、動もすれば万を以て計う。楊釗奏して、所在の崇は変じて輕貨と為し、及び徵せし丁租・地税は皆布帛に変じて京師に輸さんことを請う。屢々奏すれば、帑藏充物すること、古今罕儀たり。故に上、群臣を帥いて之を觀させめ、釗に紫衣金魚を賜い、以て之を賞す。上、国用の豊衍たるを以て、故に金帛を視ること糞壤の如し。貴寵の家に賞賜すること、限極有る無し。

というあり様であつたといふ。当時は食糧が充足しており、だからよく丁租や地税を布帛に替えて左庫に輸送することが行われ、左蔵の規模が絶え間なく拡充していたことが見て取れるであろう。

2 中期（左蔵の内蔵への併入期）

安史の乱の後、唐王朝の財政体系には大きな変化が生じた。兩税法の創始や財政使職の設立だけでなく、さらに重要な変化は左蔵が強制的に内蔵に併合され、事实上左蔵が消滅してしまったことである。

『資治通鑑』卷二二六、代宗大曆十四年（七七九）十二月の条には、

旧制は、天下の金帛は皆左蔵に貯し、太府四時もて其の数を上し、比部其の出入を覆す。第五琦の度支塩鉄使と為るに及び、時に京師に豪將多く、求取するに節無し。琦、制する能わざれば、乃ち尽く太盈内庫に貯し、宦官をして之を掌らしめんと奏す。天子、亦た取給するに便と為すを以て、故に久しく出ださず。是に由りて、天下の公賦を以て人君の私藏と為し、有司は復た其の多少を窺い、其の贏縮かんがを校こうるを得ざること、殆んど二十年ならんとす。

とある。度支塩鉄使の第五琦は、「求取するに節無し」という豪將の國家財政侵食を防止する方策がなく、そこで左蔵に収納されていた金帛を「大盈内庫」に移管して「宦官に掌らしめる」ように上奏したのである。ここにいう「豪將」とは、強大な勢力を有した藩鎮の将帥を指す。この時

は内庫が国庫と天子私庫とを併せて管理するに過ぎなかつたが、これによつて国家財政と皇室財政の境界は再び曖昧となつた。明らかに豪将に対処するための便宜として取つた計略であるが、それにもかかわらずこの臨時の措置はいつまでも継承され、ほぼ二十年の後に至つても解消されなかつた。結果的には、この措置が「天下の公賦を人君の私蔵と為し、有司は収蔵量の多少と増減を調べることができなかつた」という状況を醸成し、国家財政全体が皇帝個人の統御下に入り、政府の正常な国家財政施行を妨げるに至つたのである。

もとはといえど一時的な措置であつたものが、なぜ二十年の久しきにわたつて継続したのであらうか。右の史料では、その理由を皇帝が「取給するに便と為す」と記すが、筆者にはそれが全てではないと思われる。確かに、内庫が国庫機能を行使する便利は、やがては財政体系に混乱をもたらすであろうことを皇帝は認識していたであらうが、この時は政府が豪将の賦税収入占領を防止できなかつたために、国家財政の安全を保障しようとしたのである。この視点から見れば、疑いもなくこれは優れた政策であつた。

しかし、別の側面から見れば、内庫を主管する宦官集團は皇帝に近く、その信任を得て一つの強大な特殊利益集團を形成しており、内庫の問題は彼らに膨大な利益をもたら

すので、賦稅収入が再び左蔵庫に帰属することに対して、彼らは強力な反対勢力となつた。彼らは皇帝に影響をあたえ、また皇帝も外朝の官僚に全幅に信頼を置く訳にはいかなかつた。国庫の掌握は国家の経済的命脈そのものの統御を意味するので、皇帝から見れば、財政大権を自己の手中に掌握することの安全性に心を傾けるようになるのである。

3 後期（左蔵再置・没落期）

『資治通鑑』卷二二六、代宗大曆十四年（七七九）十二月の条に、次のように記される。

宦官の其の事（内庫の管理）を領する者、三百余員。皆、其の中に蚕食し、根處に蟠結して、牢として動かすべからず。楊炎、上前に頓首して曰く、「財賦は、國の大本にして、生民の命なり。重輕・安危は、之に由らざる靡し。是を以て、前世は皆、重臣をして其の事を掌らしむるも、猶お耗乱して集らざる或り。今、独だ中人をして盈虛に出入せしめ、大臣は皆知るを得ず。政の蠹弊、此より甚だしきは莫し。請う、之を出だして以て有司に歸し、宮中の歳用の幾何なるかを度り、奉入を量数し、敢て乏しき有らざらしめんことを。此の如くして、然る後にして政を為すべし」と。上、即日詔を下す、「凡そ財賦は皆左蔵に歸し、一に

旧式を用てし、歳ごとに數中より精好なる者二、五千匹を詰び、進めて大盈に入れよ」と。

引用の末尾に見える「大盈」とは、先の引用にも見えたように、皇帝の内庫を指す。徳宗の即位後、楊炎の忠告によつて左蔵の回復が宣布され、内庫は天子の私蔵に戻つた。前稿で述べたように、唐後半期には大明宮内に内蔵庫と左蔵朝堂庫とが東西に配置されたのであるが⁽⁵⁾、両庫が並立して機能したのはおそらくはこの時がその典型的な時期であろう。国家財政の管理権は再び宰相を中心とする官僚集団の手中に帰したのであるが、この時にもなお皇帝権と宰相権のかけひきは存在し、しばらく皇帝権が譲る形で主導権を宰相に与えたものである。その理由としては、宦官による国庫主管には弊害が多く、監督不在のために制度が維持できず、そこで比較的効率がよく、しかも厳密な財政管理体制をまだ整えていた外朝官僚集団を選択して、混乱の絶えない財政体系を新たに整備しようとしたというのである。即位後の徳宗は、しばらくは統治に精進し、節日の奢侈を戒める氣風を示し、各地からの上奉物も廃除した。⁽⁷⁾また、私庫である内庫と国庫である左蔵庫の分離を決心し、それによつて国家財政と帝室財政の境界を明確にしようとした。誕日における各地からの貢献に対しても、『資治通鑑』卷二二六、建中元年四月癸丑条には、

皆受けず。李正己・田悦、各々縫三万匹を献ずれども、上悉く之を度支に帰して以て租賦に代う。

とある。徳宗の苛税を戒める態度で治世を開始した姿を見て取ることができよう。

しかし、こうした姿勢も長くは続かなかつた。対藩鎮強硬策による待遇不満から涇原の兵が長安で暴動を起こし、その打撃を受けて徳宗はそれまでの対藩鎮政策を一変させて藩鎮安撫策に転ぜざるを得なかつた。「涇原の兵」とは、涇原節度使の兵であり、徳宗は彼らに命じて淮西などの藩鎮の反乱を鎮圧させて長安に戻つたのであるが、涇原節度使の兵は賞賜に不満を抱き、ついには暴動をおこしたのであつた。藩鎮割拠への対応は膨大な軍費支出を促進させ、国家財政全体を逼迫させた。ところが、皇室の多大な支出はそれによつて減少するのではなく、毎年一定して大盈内庫に移管される三、五千匹の帛のほかに、諸道からの貢献を加えても、帝室財政の需要には不足をきたした。涇原の兵乱によつて徳宗は一時奉天（陝西省乾県）に逃れたが、その期間の生活は困窮し、涇原兵が擁立した朱泚が鎮圧された後に各地の貢賦が陸續と奉天に届くようになると、徳宗はそれらの財貨に瓊林・大盈両庫の名を題した。この名称は陸贊の諫言によつて取り消されたが、ただしそれは名稱を取りやめただけで両庫の存在を停止した訳ではなく、

事實上それらは依然として皇帝の私庫として存続した。長安に帰還した後も、德宗には奉天での困窮ぶりが深刻な印象として残り、やがて財貨集中の意志を固め、そればかりか劉辟と李錡の起こした乱を平定した際には、本来であれば反賊である彼らの家財は国庫（左藏）に没収すべきであるにもかかわらず、德宗はそれを内庫に納入させた。⁽¹⁾皇帝自らが国家財政と帝室財政の境界を破つたのであり、德宗は左藏ではなく、自分が完全に支配する内庫の拡充に熱心になつていつた。

それならば、この時期の左藏はどのような情況だつたのであろうか。『新唐書』卷五二、食貨志二には、次のようにある。

是の時に当たりてや、戸部の錢物は、所在の州府及び巡院、皆得れば擅に留め、或いは密旨と矯して加斂し、官吏を謫し、祿稟を刻み、通津・死人及び蔬果に増税す。凡そ代易の進奉は、税入より取り、十に一、三を献ずるに、敢て問う者無し。常州刺史の裴肅、薪炭・案紙を鬻ぎて進奉と為し、浙東觀察使に遷るを得。刺史の進奉は、肅より始まるなり。劉蕡の宣州に卒するや、其の判官の嚴綏、軍府を傾けて進奉を為し、召されて刑部員外郎と為る。判官の進奉は、綏より始まるなり。裴延齡の事を用いてより、益々天子の

為に私財を積みて、生民重困す。延齡死して、人相い賀す。

地方の進奉・貢獻が盛んとなる風潮のもとで、皇帝進献の名目をかけて、本来は左藏に納めるべく輸送された賦税も、地方の州府や、はなはだしきは巡院によつて占領・流用され、それらが進奉に使われるようになつた。進奉の増加は事実上左藏の機能を弱体化させたのであり、帝室財政の無節操な拡充がすでに正常な国家財政を大きく浸食している様子を見て取ることができる。德宗が裴延齡を起用してからというもの、社会経済の生産全般にわたつて、天子用の積財のために国庫財貨が皇室私庫への流入によつて失われた。その結果、國家財政が逼迫した折には、当然ながら帝室財政からの補充を仰がざるを得ず、そのために皇帝はさらに内庫の拡大と充実に意を注ぐようになつた。こうして、左藏の収入はどんどん不足してゆき、唐の財政は悪循環に陥つたのである。

順宗即位の後は、前代の弊害を改革しようとして進奉に一定の制限を設けるようになつた。順宗は「宮市使及び塩鉄使の月進を罷め」たといい、憲宗は「除官するに進奉及び諸道の兩税外の権率を受代するを罷め」たという。⁽²⁾皇帝もまた進奉の弊害を認識していたのであるが、各地の進奉は百姓の負担増加や納稅物の侵害なしにはありえず、眞の

問題解決は不可能であつた。憲宗の時代には内庫からしばしば軍への援助費用が支出されており、国庫である左藏が膨大な軍費を賄いきれず、憲宗の私財庫に頼らざるを得ない状況が見て取れる。ただし、それでもこの時期には、左藏は国庫としての基本的機能はまだ維持していた。

しかしながら、敬宗期に至つて左藏の制度は崩壊に向かい始めた。敬宗は、『資治通鑑』卷二四三、宝曆二年六月壬辰条に、

左藏に見在せし銀十万両・金七千両を宣索し、悉く内蔵に貯え、便を以て賜与す。

あるとおり、左藏庫所蔵の金・銀を一括して内庫に移した。実質上、皇帝による国家所屬財貨の独占であり、これによつて帝室財政はさらに一步拡大した。これは、皇帝側から見れば、左藏庫に対する抑制力の表れと皇帝権の伸張を意味し、宰相側から見れば、この一大打撃によつて左藏の規模は縮小し、国家財政は更なる困窮に転じたことを意味する。政府機構の正常な運営は、再び大きな影響を受けたのである。

注意すべきは、唐代の内庫の実質的な管理権は宦官が握つていたことであり、そのため相当規模の社会的富財が宦官によつて蝕まれて失われていたことである。財政に対する宦官の影響を取り除くために、外朝の代表たる宰相は

法的制約を加えようとし、武宗期の宰相李德裕は「備邊庫」を設置した。武宗期以降の史料には、内庫から軍への援助錢が支出されたという記事が見えないが、これはつまり備邊庫が国庫の備蓄庫としての機能を發揮したためである。戸部にくわえて度支・塩鉄は、毎年少なくとも五十万錢帛の安定した収入を備邊庫に供給した。備邊庫は後に「延資庫」と名を改め、その管理は宰相が担当し、宰相はまた往々にして塩鉄転運使を兼ね、度支等の職を裁定し⁽¹³⁾、延資庫の財源の安定を保障したのである。

延資庫は、基本的には左藏庫を分割する形で創立されたので、国庫備蓄庫としての役割を果たしたとはいっても、客観的に見ればそれは左藏庫の規模を削減したのであり、左藏庫の衰亡に拍車をかけることとなつた。左藏庫の真の消滅は僖宗期のことであり、『新唐書』卷二〇八、田令孜伝には、

左藏・齊天の諸庫の金幣を発し、伎子・歌兒者に賜うこと日ごとに巨万、国用耗尽す。

とある。左藏の消尽の後、天下は乱れる一方で、その有様を『新唐書』卷五二、食貨志二は、

王仙芝・黃巢等起ち、天下遂に乱れ、公私困竭す。昭宗、鳳翔に在りて、梁兵の囲む所と為り、城中の人相い食み、父は其の子を食いて、天子は粥を食い、六宮

及び宗室多くは餓死す。其の窮、此の如きに至り、遂に以て亡ぶ。
と記している。こうして、唐王朝は滅亡への一途をたどつたのである。

三 唐代内庫の性質と変遷

以上は、唐代左蔵庫の変容をたどつたものであるが、これによつても左蔵を重視する勢力と内庫を重視する勢力とが密接に絡み合い、あるいは対立して唐代財政史が展開された様子の一端を看取できるであろう。本節では、その歴史的展開を内庫の側から追いかけてみたい。

唐代の内庫は、中蔵・内府・内蔵・内藏庫等々、さまざま
な名称が用いられる。「府」とは文書蔵であり、内府・
内蔵はもともとは文書・書籍を収蔵する施設であった。そこで、唐代の内府は皇帝私庫の管理職能のほかに、皇族の書籍収蔵場所でもあつた。⁽¹⁴⁾

内庫は、皇帝が管理・制御する私的な蔵庫であるから、常に帝室財政と相關関係にあり、左蔵庫とは異なる発展経路をたどつた。ただし、内庫と国家財政を代表する左蔵庫とは複雑に入り組んだ関係にあり、特に注意すべき点は、上述のように安史の乱の後に左蔵庫は内庫に組み込まれた

経緯があることである。そこで筆者は、唐代内庫の発展と変遷の過程をたどり、それによつて内庫と左・右蔵庫との関係をさらに一步掘り下げてみたい。

1 創設期

唐の内蔵庫の起源については、実は研究者の間でも意見が一致していない。室永芳三氏は「唐初においても、天子私蔵庫を内廷に設けることはしなかつた。……それが左右蔵庫から独立して、相犯ざる天子私蔵の内庫として確立されたのは、玄宗朝のことである」とされ、葛承雍氏は「内庫は瓊林・大盈庫を指すとはいっても、内庫の建立は開元時期よりも早く、玄宗は内庫を瓊林・大盈庫と改称したにすぎず、それが内庫の初置ではない」とされた。⁽¹⁵⁾

管見によれば、史書中に唐初の内庫に関する記事はわずかながらも見え、全く跡付けられない訳ではない。それは、以下の史料である。

A 『旧唐書』卷二、太宗本紀上、貞觀二年（六一八）三月丁卯条

御史大夫杜淹を遣わし、關内の諸州を巡せしむ。御府の金宝を出だし、男女の自ら売る者を贖い、其の父母に還らしむ。

B 『旧唐書』卷八〇、褚遂良傳（貞觀期）

太宗嘗て御府の金帛を出だし、王羲之の書跡を購求せんとす。天下争いて古書を賈し、闕に詣りて以て献ず。当時、能く其の真偽を辯ずる莫し。遂良、備さに出づる所を論じ、一として舛誤する無し。

C 『旧唐書』卷一〇二、元行冲伝（開元期）

上、其の奏を然りとし、是に於て行冲等に絹二百匹を賜い、其の書を留めて内府に貯え、竟に学官に立つを得ず。

D 『旧唐書』卷一〇二、韋述伝（武則天・玄宗期）

家に書二万巻を聚め、皆自ら鉛槧を校定し、御府と雖も逮ばざるなり。

史料C、Dに提示される内府・御府は、まさに宫廷の蔵書施設を指しており、内府の職能と符合している。「御府」は、内府の別称である可能性が極めて高いといつてよい。そして、史料A、Bに見える御府はまさしく皇帝の私庫である内庫を指し、特にBでは太宗は御府の金帛によつて王羲之の書跡を購入しようとしているが、これは典型的な皇帝個人の消費用途に属し、私人としての皇帝による財政支出の道理にも適つてゐる。

唐代初期の内庫に関する史料は非常に乏しいが、当時の内庫はさほど大きな規模を有していなかつたと見てよいであらう。当時は隋の煬帝が奢侈を極めて国を滅ぼした「隋

鑑遠からず」の教訓がまだ生きており、太宗本人が自肅して享樂に耽らず、皇室の成員も後世よりは少なく、皇室財政全体の規模は比較的小さかつた。しかも、唐初期は宰相の権限が強大で、多くの場合に臣下は皇帝の過失に対して諫言を奏し、それが内庫の規範に一定の役割を果たしたのであり、皇帝権力は相当程度の制約を受けたのである。

2 拡充期

玄宗～宣宗期（八世紀前半～九世紀半）は、内庫の拡張期といえる。まず、この時期に関する史料を揚げておこう。

A 『資治通鑑』卷二一五、天宝四載（七四五）冬十月条

上、位に在ること久しく、用度は日々侈り、後宮の賞賜は節無く、左・右蔵を数えて之を取るを欲せず。（王）鉢、探りて上の指を知り、歳貢の額外の錢帛百億万を、内庫に貯え、以て宮中の宴賜に供して曰く、「此れ皆、租庸調より出でざれば、経費に預かる無し」と。上、鉢を以て能く国を富ましむると為し、益々厚く之を遇す。鉢、割剥を為して以て媚を求むるに務め、中外嗟怨す。

B 『旧唐書』卷三七、五行志

武則天の証聖元年（六九五）、建昌王武攸寧、内庫を置く。長さ五百歩、二百余間、別に財物を貯え、以て

媚を求む。

C 『唐兩京城坊考』卷三

玄宗の先天二年（七一三）、勅して内庫の錢二千万を出だし、崇義坊の招福寺を重修す。

史料Aは、初期の内蔵庫はただ上述の日常賞賜の用度にのみ使用され、左右蔵庫から毎年内蔵庫に支給される額は決まっており、それを超過した場合には左右蔵庫より補充していたことを示している。史料B・Cからは、早くも玄宗の先天二年には皇帝の内庫はすでに相当の規模に膨張していた様子を見てとることができる。

朝廷の宰相らが管理する左・右蔵庫と比べて、内庫は皇帝個人の「私有」財産的性質を有するので、皇帝の使用にとっては明らかに便利性と秘匿性の長所を持つていた。それならば、玄宗はなぜ内庫を完全な皇帝の個人私庫とする必要があったのであろうか。この点については、次のような理由が考えられる。

- ① 小規模の用度で満足していた時期に比べて、一旦皇帝が奢侈生活を追求し始めると、毎年の固定支給額では明らかに皇帝個人の需要を満足できなくなること。
- ② 左右蔵庫からの支給は朝廷の監督を受けるので、支給理由が純粹に皇帝個人の欲望であるような場合には、大臣クラスの諫言による阻止を受け易く、天子といえ

ども彼らの反応を考慮せざるをえなかつたこと。

- ③ 私庫からの支出であれば朝廷の決済を必要とせず、ただ宦官に命じさえすれば速やかに処理できる」と。

前節で述べたように、代宗期になつて内庫は左蔵に代わつて国家財賦を管理するようになるが、当時の左蔵は「豪將の求取するに節無し」（上掲）という状況でもあり、内庫の左蔵代替は、財政を主管する官僚が軍人の行動を阻止できないという歴史的条件のもとに、財政悪化の一途をたどる状況を立て直すために採用した一種の便宜的措置であつた。このような歴史的背景がなければ、内庫がこれほど順調に左蔵の所管を接収することは十分に説明できないであろう。つまり換言すれば、左蔵が内庫に併合されたのは、左蔵側にも原因があつたのである。安史の乱によつて左蔵と内庫は大きな打撃を受けて一時はほとんど廃墟と化し、貯蔵財物は略奪されて庫内は空になつてしまつた。代宗期に再建されたばかりの左蔵の規模はさほど大きくはない、左蔵を内庫に合併し、皇帝の掌握下に置けば、管理の効率を高めることができ、それによつて代宗は皇帝権を強化させ、豪將の要求に打撃を与えるとしたのである。

徳宗即位の後、楊炎の建議によつて左蔵が回復され、内庫は唐初以来の旧例に従つて左蔵の支給で運営されることとなつた。このことは、内庫の発展にとつては一時的な挫

折であつた。しかし、この局面は長くは続かず、皇室の支出が内庫の牽制を受けて用度が足りなくなると、徳宗は積極的に各地の進奉と貢献を受け入れ、こうして内庫は再び拡張の道をたどり始めた。徳宗の蓄財は、憲宗の藩鎮平定と財政安定化の基礎を築いた。憲宗の元和年間は、内庫の支出のうち助軍錢の記載が最も多く、それは表1のとおりである。（附録表1参照）

表1より、唐代中後期の内庫支出のうち皇室消費を除いた用途と回数を整理すれば、表2のごとくである。（附録表2参照）

表1・2を見れば、内庫の支出の大部分は軍費・賞賜および和市に交付され、しかも軍費への内庫錢の支出は憲宗・穆宗期に集中していることがわかる。敬宗期からは内庫の支出は主として賞賜と和市にあてられ、その規模は比較的小さく、交付は布帛綾絹が多く用いられている。このことは、別の側面から見れば、唐代後期に貨幣供給が逼迫し、現物交易が進行した経済状況を反映しているともいえるのである。

なお、玄宗以降は内庫関係の史料は比較的豊富であり、内庫の管理は宦官に委ねられていたことは知られるのであるが、ただしその具体的な運営方法や管理制度については史書中に記述が極めて乏しく、残念ながら我々はただ漠然

とした情報しか知りえない。

3 衰退期

懿宗以降（九世紀半ば以降）を、内庫の衰退期と捉えられる。まず、『唐大詔令集』卷八六所収「咸通七年大赦」¹⁹を取り上げてみると、そこには次のようにある。

今年より以後は、別に帳内庫を立てよ。年の支費用は広なりと雖ども、有司積久して、追呼すること固より多く、虚繁の簿書は、頗る煩弊と為す。朕、方に弘く儉約し、深く凋殘を軫み、特に優矜を示し、用て逋責を蠲かんとす。応に度支の積欠せし大盈庫の年支の匹段糸錢は、太和八年より以後、咸通元年に至る以前は、並びに宜しく放免すべし。及欠せし瓊林庫の年支の金銀錫器・錦綾・器皿雜物等は、開成五年より以後、咸通元年に至る以前は、並びに宜しく放免すべし。

この赦文によれば、懿宗の時に新たに帳内庫を建設し、また大盈庫は匹段糸錢を収納し、瓊林庫は金銀錫器・錦綾・器皿雜物等を収納しており、この大盈庫・瓊林庫は明らかに左・右蔵庫の制度を模倣している。すなわち、内蔵庫専門の庫を新設し、その管理体制は左・右蔵庫時代の制度を復活しようとしており、皇帝の内蔵庫管理権を強化しようとする努力が現れているのである。

左蔵庫と比べて、内庫は唐朝滅亡の直前まで一貫して存続し、最も遅くは哀帝の天祐元年（九〇四）の時点でも、内庫はなお銀二〇〇〇両以上を官員費用に支出している。このことは、王朝が風前の灯にあつても、皇帝は依然として個人支配の内庫を最も重視しており、同時に内庫の「私」的属性をよく表現している。したがつて、皇帝は内庫の運営と改革によつて財政の建て直しを図るのであるが、結局は時勢の赴く方向には逆らえず、政権は洛陽・開封など東方に移らざるをえなかつた。昭宗が朱全忠に迫られて洛陽に遷都して以後、長安の宮城は廃墟と化し、⁽²⁰⁾ 哀帝が退位するに至つて、ついに長安の内庫は再び復活することはなかつたのである。

むすび

小稿は、唐の国庫である左蔵庫と皇帝の私庫である内庫の変遷、および両庫の関係を整理しようとしたものである。唐王朝の歴史的展開とともにこれらの蔵庫がたどつた変遷を見れば、その盛衰が皇帝権力の動向と逐一関連していたことがわかる。しかしながら、両庫の性格上の相違は、発展と変遷にそれぞれ異なる経路をたどらせることとなつた。その変遷を整理すれば、

① 左蔵庫の起源は西晋にさかのぼるが、唐代の左・右蔵庫は北齊の制度を踏襲した。前期の左蔵庫は唐の経済発展とともに伸張し、「開元盛世」時にピークを迎えたが、安史の乱を境にして一時は消滅した。

② その後、左蔵庫は再置されたとはいっても往年の規模は回復できず、中後期の左蔵庫は常に内庫との財源争奪に陥らざるを得ず、僖宗期に至つて消滅した。

③ 唐の内庫の設置時期については諸説があるが、史料上は太宗期にさかのぼることができる。本来は宫廷の蔵書施設であり、皇帝の日常消費・賞賜用の蔵庫で、当初の規模は大きくなかったが、玄宗期に至つて規模が拡大した。安史の乱後、内庫は一時的に左蔵庫を併合し、国庫としての機能を果たした。

④ しかし、徳宗が内庫を国庫から分離して建て直しを図つて以後は、内庫は依然として皇帝の権力拡大手段とされ、拡張し続けた。唐代中後期の内庫支出のうち、軍費・賞賜・和市が憲宗・穆宗期に集中しているのも、対藩鎮闘争の助軍錢支出と関係する。懿宗期には、帳内庫（内庫）のほかに一時的に大盈・瓊林両庫が置かれ、左・右蔵庫を模倣する制度が復活されたが、それとても皇帝の内庫管理権の強化と表裏するものであつた。

のうとくである。

なお、唐後半期には左・右蔵庫、内庫のほかにいくつかの蔵庫名が史料に現れ、なかでも左蔵庫および内庫との関

表1 唐代中後期內庫支出表

年	支出内容	用途	布帛	その他	出典
先天2年(七一三年)	崇義坊招福寺の重修	佛教	3000万	【城坊】3	
開元24年(七三六)	三陂の修復	水利興修	50万	【六】7 【舊】191	
開元年間	修塔	佛教	237	【鑑】237	
元和4年(八〇九)	魏徵故宅の贖	佛教	15下、【鑑】239、【冊】177	【舊】15下、48(食貨志)	
元和7年(八一二)	三軍に賜う賞銭	賞賜	100万	【舊】15下、48(食貨志)	
元和8年(八一三)	布帛の収市	和市	5000貫	【舊】15下、48(食貨志)	
元和9年(八一四)	興唐觀城復道夫役の賜	道教	1000疋	【舊】15下、48(食貨志)	
元和10年(八一五)	振武軍の賜	賞賜	3000匹	【舊】15下、48(食貨志)	
元和11年(八一六)	供軍	軍費	繪絹五〇、〇〇〇疋	【冊】54	【舊】15下、48(食貨志)
元和12年(八一七)	度支供軍の付	軍費	茶二、〇〇〇斤	【舊】15下、48(食貨志)	
9月	度支供軍の付	軍費	500、000貫	【舊】15下、48(食貨志)	
正月	度支供軍の付	軍費	500、000貫	【舊】15下、48(食貨志)	
11月	度支供軍の付	軍費	500、000貫	【舊】15下、48(食貨志)	
10月	度支供軍の付	軍費	500、000貫	【舊】15下、48(食貨志)	
1月	度支供軍の付	軍費	500、000貫	【舊】15下、48(食貨志)	
2月	幽・魏將士の賞	賞賜	4000匹	【舊】15下、48(食貨志)	
3月	奉山陵の充	山陵造営費	繪絹五〇、〇〇〇疋	【舊】15下、48(食貨志)	
4月	度支供軍の付	軍費	500、000貫	【舊】15下、48(食貨志)	
5月	度支供軍の付	軍費	500、000貫	【舊】15下、48(食貨志)	
6月	度支供軍の付	軍費	500、000貫	【舊】15下、48(食貨志)	
7月	度支供軍の付	軍費	500、000貫	【舊】15下、48(食貨志)	
8月	度支供軍の付	軍費	500、000貫	【舊】15下、48(食貨志)	
9月	度支供軍の付	軍費	500、000貫	【舊】15下、48(食貨志)	
10月	度支供軍の付	軍費	500、000貫	【舊】15下、48(食貨志)	
11月	度支供軍の付	軍費	500、000貫	【舊】15下、48(食貨志)	
12月	度支供軍の付	軍費	500、000貫	【舊】15下、48(食貨志)	
羅谷及犀玉金帶之具及婦人首飾	銀五〇〇兩	銀五〇〇兩	621	【舊】15下、48(食貨志)	
【舊】15下、【冊】484	【冊】484	【冊】484	【冊】484	【舊】15下、【冊】484	

係で延資庫の存在は重要と思われる。ただし紙数の都合上、延資庫の性格と変遷については、小論を踏まえたうえで稿をあらためて考察したい。

元和13年(八一八)		6月	度支の給軍用										三〇〇、〇〇〇貫	三〇〇、〇〇〇匹	『旧』15下、『冊』484
元和14年(八一九)		2月	東軍に給す										一〇〇、〇〇〇匹	一〇〇、〇〇〇匹	『旧』15下
元和15年(八二〇)		6月	度支供軍の付										元和15年(八二〇)	元和15年(八二〇)	『旧』16、『冊』484
長慶2年(八二二)		11月	度支の給用										行政費用	三毛五、〇〇〇貫	錢帛共一〇、〇〇〇貫匹
長慶2年(八二二)		正月	助軍										軍費	軍費	『旧』16
長慶3年(八二三)		7月	度支の給軍用										吾〇、〇〇〇貫	吾〇、〇〇〇貫	『旧』16、『冊』484
長慶4年(八二四)		12月	太清宮の道士の賜										軍費	軍費	『旧』16、『冊』484
宝曆2年(八二六)		正月	賞給の助										道教	道教	『旧』16、『冊』484
太和元年(八二七)		9月	力士の招募										一〇〇貫	綾絹三、〇〇〇段	綾絹三、〇〇〇段
太和元年(八二九)		正月	馬市										皇室消費	一〇、〇〇〇貫	『旧』17上
太和3年(八三〇)		6月	馬市										綾絹三、〇〇〇段	綾絹三、〇〇〇段	『旧』17上
太和4年(八三一)		7月	十六宅の諸王の賜										絹三〇、〇〇〇疋	絹三〇、〇〇〇疋	『旧』17上、『冊』124
天祐元年(九〇五)		8月	付戸部充和糴	修城将校の賜									絹三〇、〇〇〇疋	絹三〇、〇〇〇疋	『旧』17上、『冊』124
大順2年(八九一)		4月	兩軍の収贖、父母帰還										綾絹三〇、〇〇〇疋	綾絹三〇、〇〇〇疋	『旧』17上、『冊』124
行政費用		8月	社会救済	和市	銀二三三兩	銀二三三兩	『旧』17上、『冊』124								
『旧』20下		『会』86	『冊』135	『冊』39	『冊』195	『冊』999	『旧』17下、『冊』502	『旧』17下、『冊』502	『旧』17下、『冊』502						

※1 「旧」15下は「絹布六十九万段匹」とする。

※2 「冊」484は長慶元年(八二二)12月とする。

本表は、中村・高瀬両氏作成の表を基礎として補充修訂したものである。

出典略号：『旧』=『旧唐書』、『鑑』=『資治通鑑』、『冊』=『冊府元龜』、『会』=『唐会要』、『六』=『大唐六典』、『城坊』=『唐兩京城坊考』、数字は巻数

表2 唐代中後期内庫支出用途・回数表

	用途	回数
軍費		11
賞賜		7
和市・充回紇馬価		7
水利興修		1
山陵修造		1
仏・道教支出		1
社会救濟		1
その他の行政費用		2
	1	4

註

- (1) 拙稿「唐代左・右藏庫の変容と内庫との関係」(『早稻田大学大学院文学研究科紀要』五八、二〇一二年)。
- (2) 葛承雍「唐代の左藏・右藏与内藏」(『人文雑志』一九九〇—五)。
- (3) 『宋書』卷三、武帝本紀下「財帛皆在外府、内無私藏」。この外府は外左庫を指す可能性が極めて高い。
- (4) 『魏書』卷二三、皇后列伝、宣武靈皇后胡氏の条「幸左藏、王公・嬪・主已下從者百余入、皆令任力負布綢、即以賜之、多者過二百匹、少者百余匹」。
- (5) 拙稿注(1)論文、六八〇七〇頁。
- (6) 『旧唐書』卷一三五、裴延齡伝「凡是太府出納、皆稟度支文符、太府依符以奉行、度支凭案以勘覆、互相關鍵、用絕姦欺。其出納之數、則每旬申聞、見在之數、則每月計
- 唐代における左藏庫と内藏庫の変遷について

奏。皆經度支勾覆、又有御史監臨、旬旬相承、月月相繼。明若指掌、端如貫珠、財貨多少、無容隱漏」。

- (7) 『旧唐書』卷一二、德宗本紀「停梨園使及伶官之冗食者三百人、留者皆隸太常。劍南歲貢春酒十斛、罷之」。「詔禁天下不得貢珍禽異獸、銀器勿以金飾。丁亥、詔文單國所獻舞象三十二、令放荊州之陽、五坊鷹犬皆放之、出宮女百余人」。これらの多くは皇室の享樂を満足させる奢侈品や狩獵品である。『新唐書』卷五一、食貨志一「德宗即位、用宰相崔祐甫、拘客省者出之、食度支者遣之、歲省費万計」。
- (8) 『資治通鑑』卷二三三、貞元三年九月条「上謂李泌曰、『每歲諸道貢獻、共直錢五十萬緡、今歲僅得三十萬緡。言此誠知失體、然宮中用度殊不足』」。
- (9) 『新唐書』卷五一、食貨志二「貯畜空窘、嘗遣卒視賊、以苦寒乞襦綺、帝不能致、剔親王帶金而鬻之」。
- (10) 『旧唐書』卷一三九、陸贊伝。
- (11) 『新唐書』卷五二、食貨志二「及劉辟・李錡皆平、訾倉皆入内庫」。
- (12) いざれも『新唐書』卷五二、食貨志二。
- (13) 嚴耕望『唐僕尚丞郎表』、中華書局、一九八六年。なお、延資庫については、高瀬奈津子「唐後半期の財庫について――延資庫を中心にして」(『唐代史研究』一三、二〇一〇年)を参照。
- (14) 『旧唐書』卷八、玄宗本紀上、開元九年十一月丙辰条「左散騎常侍元行冲上『群書目録』二百卷、藏之内府」、『新唐書』卷二〇〇、儒學下、褚无量伝「内府旧書、自高

宗時藏宮中、甲乙叢倒、無量建請繕錄補第、以広秘籍」。

- (15) 唐代内蔵庫の制度運営と帝賜システムとの関係構造については、清木場東『帝賜の構造—唐代財政史研究・支出編』（中国書店、一九九七年）第三編第一章第三節、「横賜」に詳しい。

- (16) 室永芳三『唐末内蔵庫の存在形態について』（『史淵』一〇一、一九六九年）。

- (17) 前掲注(2)、葛承雍論文。

- (18) 『全唐詩』卷五四一、李商隱「行次西郊作一百韻」、「因今左藏庫、摧毀惟空垣。如人當一身、有左無右辺。中略万國困杼軸、內庫無金錢。」

- (19) 引用冒頭について、「從今年以後、別立帳内蔵庫。一年支放、費用雖広……」とする句読と、「從今年以後、別立帳。内蔵庫一年支放、費用雖広……」とする句読がある。葛承雍『唐代国庫制度』（三秦出版社、一九九〇年、一四〇頁）は前者の読み方を採つており、筆者も葛氏の見解に従うべきであると思う。

- (20) 『資治通鑑』卷二六四、天祐元年正月条、「壬戌、車駕發長安、全忠以其將張廷範為御營使、毀長安宮室百司及民間廬舍、取其材、浮渭沿河而下、長安自此遂丘墟矣」。